

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 2 年 4 月 2 0 日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成２２年４月２０日		開 会
		午前 ９時３０分
		閉 会
		午前１１時１５分
出席者	委員	野 元 好 美 加 藤 明 徳 古 内 明 △米 山 定 克 阿 部 善 博 ○中 村 昌 治 二 木 栄 一 大 沢 洋 子 須 田 毅 藤 井 克 彦 角 尾 彰 央
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 河本議事課長 佐藤同課担当課長 今村同課主幹 竹下同課主査 北野同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長 八木同課担当課長 川野同課副主幹	

協 議 事 項	議会だより第１６９号の発行について 相模原市議会会議規則の一部改正に伴う全員協議会規程の制定について ５月臨時会について 本会議場の理事者席について その他
傍 聴 者	あり
署 名	委員長 中 村 昌 治

午前9時30分 開会

○中村委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

議会だより第169号の発行について

○中村委員長 さがみはら市議会だより第169号の発行についてを議題とする。

事務局から説明させる。

政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 市議会だより第169号の発行について説明する。資料1-1だが、さがみはら市議会だより第169号の主な掲載記事を列記している。

発行日は、平成22年5月1日土曜日である。1面から8面に、資料に示した内容を掲載予定である。具体的な内容は、割りつけ表により説明する。資料1-2をごらんいただきたい。

1面の大見出しだが、「政令指定都市移行元年 平成22年度予算を可決 議員定数は49人に決定」である。写真は、4月1日に本庁舎前で行われた政令指定都市移行宣言式の様子を掲載予定である。記事は、リードのほか、主な議案の概要、議会日誌、平成21年度一般会計・特別会計補正予算の表を掲載する。欄外には、インターネットホームページの案内を掲載する。

2面は代表質問で、一部は3面にも掲載している。リードには、代表質問を行った議員の氏名と会派名並びに個人質疑を行った議員の氏名を発言順に掲載している。記事は、大見出し1件、中見出し1件、小見出し2件である。大見出しは、「政令市移行の初年度予算 重点施策と財政見通しは」で、関連する写真として、南区役所を掲載予定である。中見出しだが、

「産業集積促進条例 実績と見直し内容は」を掲載する。小見出しは、代表質問の見出しの下に「景観条例の制定 本市の特徴は」、左下に「待機児童の解消や子育て支援の充実を」を掲載する。欄外には、全会派名などを掲載する。

3面には、代表質問1件と市議会議員の定数変更のお知らせ、委員会の審査の主な内容及び採択された意見書を掲載する。代表質問だが、中見出しで、「リニア駅設置や小田急多摩線延伸など 進ちよく状況と今後の見通しは」を掲載し、その下に、市議会議員の定数変更のお知らせを掲載する。

委員会の審査だが、総務委員会は、特別会計条例及び減債基金条例の一部改正と一般職の給与に関する条例及び一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正の2議案、民生委員会は、一括審査された市立診療所条例と指定管理者の指定の2議案、環境経済委員会は、産業集積促進条例の一部改正と都市公園条例の一部改正の2議案、建設委員会は、景観条例に関する審査の内容である。環境経済委員会に関連する写真として、麻溝公園競技場電光掲示盤を掲載予定である。下段には、採択された意見書3件を掲載する。

4面から7面は一般質問で、見出しとともに、質問した議員の氏名と会派名を掲載する。なお、ごらんいただいている割りつけ表には、掲載順位2番目の通告項目に関する見出しも表記している。枠で囲まれている掲載順位1番目の通告項目に関する見出しを上段から順に説明する。

4面だが、一般質問の見出しの左側に、「特別養護老人ホーム 短期入所の現状は」、創史会古内議員。「橋本の大型商業施設 周辺の交通対策は」、相模原市民連合二木議員。「政令市への移行 今後の財政運営は」、民主クラブ落合議員。「相模湖南岸バイパス 先行整備の考えは」、新政クラブ大神田議員。「小・中学校の校庭整備 今後の考え方は」、相模原市民連合金子議員。「団塊世代職員の退職 知識や経験の継承を」、公明党栄議員。以上6議員の質問を掲載し、古内議員、落合議員、金子議員の質問に、それぞれ関連する写真を掲載予定である。

5面だが、「離職者の相談窓口 課題の認識と対策は」、無所属クラブ池谷議員。「植物工場の立地 市の見解と取組は」、創史会河本議員。「津

久井広域道路整備 企業誘致への影響は」、無所属クラブ栗原議員。「職員の専門性確保で公民館活動の充実を」、無所属クラブ野元議員。「大規模な住宅開発 保育施設の義務化を」、新政クラブ折笠議員。「高齢者の在宅介護 医療分野との連携を」、新政クラブ寺田議員。「新市観光振興計画 事業の取組成果は」、新政クラブ小野沢議員。以上7議員の質問を掲載し、栗原議員、折笠議員、寺田議員の質問に、それぞれ関連する写真を掲載予定である。

6面だが、「指定管理者の選定 更新制導入の考えは」、公明党山崎議員。「生活保護相談窓口に精神保健福祉士を」、日本共産党菅野議員。「教員の多忙化 認識と実態の把握は」、民主クラブ大沢議員。「民間交番の相談員 派遣終了後の対応は」、新政クラブ阿部議員。「少人数学級に備え 教員や教室の確保を」、日本共産党松永議員。「本市の環境政策 数値目標と施策は」、民主クラブ渡辺議員。「麻溝出張所・公民館 今後の整備計画は」、新政クラブ稲垣議員。以上7議員の質問を掲載し、大沢議員、阿部議員、稲垣議員の質問に関連する写真を掲載予定である。欄外には、阿部議員の2項目目の質問にあるI Rの説明を掲載する。

7面が一般質問の最終面である。上段右側に、「麻溝台・新磯野地区 先行整備の位置等は」、公明党小林一郎議員。左側に、「相模原看護専門学校 今後の支援策は」、新政クラブ佐藤議員。以上2議員の質問を掲載し、小林一郎議員の質問に関連する写真を掲載予定である。一般質問の下には、議案審議結果一覧表、陳情の審議結果並びに議会内会派の構成を掲載する。欄外には、会議録とインターネット放映のお知らせを掲載する。

8面には、平成22年度予算に対する各会派及び無所属議員の討論要旨を発言順に掲載する。また、下段左側に、6月定例会のお知らせと平成22年度予算の表とグラフ並びに前号の補正記事を掲載する。欄外には、資源分別回収のお願いを掲載する。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。

市民連合。

○二木委員 3ページ目の中段の写真の件で、麻溝公園競技場電光掲示盤の写真を掲載予定という話だが、これはまだ、できていないのではな

いか。

○中村委員長 政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 電光掲示盤そのものは、既に設置が済んでいる。

○中村委員長 3月末、完成している。

○二木委員 大変失礼した。

○中村委員長 ほかにないか。

新政クラブ。

○阿部委員 1 ページ目の住所のところで、中央区が入ることで電話番号が入らない。もともと、このところは、ホームページのアドレスも含めて、字が小さくて見にくいという話もあったと思う。縮めて入れるようになると思うが、どうなのか。もうちょっと大き目にできないかと思いつつ、文字数がふえてしまったので仕方がないのか、イメージがわからないので、考え方だけ教えてほしい。

○中村委員長 政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 1 面の市議会だよりの下の表示の関係だが、文字数が多く、この場所に入れることを優先するというので、字が多少小さくなるのも、やむを得ないと判断させてもらった。

○中村委員長 例えば、第○号とか日付の部分を、市議会だよりの右側のアジサイのスペースに上手に載せられそうな気もするが。

新政クラブ。

○阿部委員 議運で確認するという話でもないと思うが、やはり、こういうところを見て連絡する方もかなりいるみたいで、工夫してやってもらう分には、みんな同意してもらえと思うので、要望しておく。それから、ホームページのアドレスは公式のものだが、いずれ議会としてURLとかをとっていくようになっていっている。わかりやすさも大事と思うので、意見だけ述べさせてもらう。

○中村委員長 政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 校正が戻ってきた段階で、スペースを考えて、できる限り字を大きくする方向で調整したいと思う。

○中村委員長 公明党。

○加藤委員 この割りつけ表はA4でできているが、実際は拡大され

るので、この段階で字が小さい云々と、なかなか判断しづらいと思ったが、今、その辺はなるべく配慮しながらということなので、それで結構である。

○中村委員長 ほかにあるか。

共産党。

○藤井委員 2面、3面の代表質問だが、タイトルがあって、それぞれの柱に入る記事の文章の中身だが、タイトル以外の中身も書かれているのか。

○中村委員長 政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 本日の資料はタイトルの見出しだけで、それ以外の内容については記載がないが、主な内容はこういったものがあるかということなら、手持ちの資料で答えさせてもらう。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 余り細かく議論するつもりはないが、このタイトル以外に、範囲も広くて大変だと思う中で、タイトルにない中身もあるのか聞きたい。

○中村委員長 政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 「政令市移行の初年度予算 重点施策と財政見直しは」について、主な点は4つほどあり、「基本的な考え方、重点施策、特徴は」、「財政健全化判断比率の数値とその見解」、「臨時財政対策債多額の発行となった経過」、「県税交付金が減額になった経緯」というところを質問の内容に含んでおり、その中から、見出しとして、「政令市移行の初年度予算」とつけさせてもらった。他のところも同じように説明することは可能だが、通例は見出しだけで説明しているので、しなかった。検討の余地があれば、指示してもらえればと思う。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 各会派共通で触れているものもあれば、それぞれの会派独自に強調、重視してやった点とか、いろいろだと思うが、そういう中で、このタイトルだと書いていないだろうということなのか、それとも、タイトルからは連想できないが、中身に書いてある場合もあるのかだけ聞きたかった。

○中村委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 代表質問は、皆さん、大変幅広く議論しているので、紙面の都合上、各会派が共通に議論したところを優先的に記載する方法をとっている。したがって、例えば1会派だけで少しだけしか取り上げていないような内容は、なかなか記載ができない。私どももできるだけ拾おうと努力しているが、やむなく外れる場合があるということで理解してもらえればと思う。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 今まで一般質問の書き方などを見ていると、例えば2問目、3問目で市長が答弁したことが書いてあった。そういう面で、代表質問でもそういうことがあるのかと思ったが、今の答えだと、そこまではできないということで、わかった。

○中村委員長 ほかに何か質疑、発言があるか。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようなので確認してもらった。本件は終了する。

—————◇○○◇—————

相模原市議会会議規則の一部改正に伴う全員協議会規程の制定について

○中村委員長 相模原市議会会議規則の一部改正に伴う全員協議会規程の制定についてを議題とする。

本件について、各会派から、第4条第2項招集、第7条賛否の取扱いについて意見が出されているが、大分時間が経過しているので、改めて各会派の意見を順番に伺いたい。

新政クラブ。

○須田委員 我が会派は、第4条2項について、4分の1ではなくて2分の1でやる。7条についても、この文章のとおりということである。

○中村委員長 公明党。

○加藤委員 基本的に、今、委員長が言った部分については、当初、こういう課題があるのではないかと、うちの会派からも言わせてもらったが、招集については、私どもも、前回のとおり、2分の1でいいのではないかと。賛否については、各市町をいろいろ調べてみたが、あるところ、

ないところ、根拠はどういうふうになっているのかということだが、もともと全員協議会での法的効力はないと判断するので、これは皆さんの議論の中で進めていきたいと思う。ただ、2月からの議運の中で、定数の問題とか選管の部分があった。会派の中で、この議論はずっとしてきてはいるが、正式にこれでという調整をするいとまがなかったので、先ほど、従前どおりの考え方と言わせてもらった。

○中村委員長 民主クラブ。

○大沢委員 私どもの会派は、議員定数に関して、4分の1というのは、このままでいいということになった。ただし、第7条の「賛否を問う必要がある」という部分だが、これでは余りにもはっきりし過ぎというイメージではないかということで、例えば、「意思を決定する場合」というような形でやればという意見が出ている。

○中村委員長 無所属クラブ。

○野元委員 4条の2項は、現行のままという意見である。7条については、どういう場合を想定したのかというところ、こういう場合が生じるかがよくわからないので、外すべきかどうかという議論にならない。皆さんの議論を聞きながら、その辺のところを判断していきたいと思う。

○中村委員長 市民連合。

○二木委員 第4条の2項の4分の1と6条の定足数の半数以上について、たしか以前、整合性を持たせた方がいいのではないかという発言をしたと思うが、会派としての意見が、まだ、まとまり切れていない。賛否についても、全協の位置づけも含めて、どうあるべきかということで議論を進めているので、まだ、この場で会派の見解を示す段階ではない。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 招集の要件の議員定数の4分の1は、このままでいいと思う。定足数と招集要件とは意味合いが違うので、別にそろえる必要はないと思う。7条の賛否については、今までの全員協議会でこういうことはなかったから、あえて今、わざわざこういうことを入れる必要はないのではないか。必要が生じた場合には、また協議をして、規定の改正が必要ならばすればいいと思っているので、賛否の取扱いという規定は外すという意見である。

○中村委員長 創史会。

○古内委員 うちもまだ議論中で、最終的な結論には至っていない。
各会派の意見を伺いながら、会派内の調整に努めたいと思う。

○中村委員長 特に内容について、具体的にはいいか。

○古内委員 先ほどから課題になっている4条と6条、7条について、
今、調整中である。

○中村委員長 この議運のメンバーで、いろいろと協議を進められる
のも、5月の連休明けぐらいまでになってしまう。きょうは、たまたま議
会だよりのみが基本的な案件だったので、先日、事務局サイドにお願いし
て、協議の時間をとってもらった。急遽の連絡だったので、現状では各会
派の中での対応がなかなかとりきれていないが、できる範囲で、共通認識
を持つという意味でも協議してもらえたらと思う。

あと、無所属クラブから出た、賛否のどういう状況を想定しているのか
という部分について、事務局に素案を作成してもらっているので、以前に
話を伺っていると思うが、もう一度、賛否を入れた理由を説明してもらえ
たらと思う。

議事課長。

○河本議事課長 今まで全員協議会は、市長の方から重要案件として
説明したいということで開催していることが多いが、今後、議会みずから
が全員協議会を開催する場合、賛否を問う場面も出てくることを想定した
上で、賛否の取扱いという項目を入れさせてもらった。

○中村委員長 議会提案の案件についての全員協議会が開催された場
合、賛否の必要が出てくるのではないかという説明である。

公明党。

○加藤委員 そういう意味では、どういう項目にするかというのが一
番最初の議論で、市政云々というような議論があった。では、全協の位置
づけ、役割は何なのかという部分を、今回の規定をまとめ上げるに当たっ
て、うちの会派では、全協の具体の部分に踏み込んだ議論に入ってしまった
ので、その部分も整理していかなくتهはいけないと思って、時間がかか
っている。

○中村委員長 招集権については、原案どおり4分の1でいいという

意見と2分の1がいいという意見、賛否については、必要である、必要ないと意見が分かれている。また、賛否をとることに当たっては、先ほど説明したとおりである。

各会派から意見を伺った中では、きょうの会議で合意点に達するのは厳しい感じがしているが。

市民連合。

○二木委員 今、事務局の説明の中で、議会からの申し入れに際して賛否を問う必要が生じた場合という話だったと思うが、やはり、この位置づけというか、そこで賛否をとることによって、全協でどういうふうに発信、確認していくのかというイメージがわからないが、もうちょっと補足があれば、聞かせてもらいたい。

○中村委員長 事務局サイドで、具体的にこんな案件が出た場合には賛否をとるのではないかという想定があったら、示してもらえたらと思う。

議事課長。

○河本議事課長 特に具体的にこういう案件という形で考えたわけではないが、あらゆる場合、議員自身にかかわることとかも含めて、議会全体で話し合わなければいけない、そういったことも想定の上で、賛否とかも含めて、入れた方がいいと考えた。

○中村委員長 いかなる場合にも対応できるような素案にしたということである。

実は、先日の協議から大分時間がたっており、多分、12月議会の前あたりに協議してから4カ月あいてしまった案件だが、ただ、一つ一つ、今回の議運のメンバーで、議員定数、そして、前回の各区の選挙管理委員、補充員の推薦方法について等、決定してきた。一つ大きく残っているのがこの全員協議会の案件なので、理解の深い現メンバーの皆さんに協力してもらって、何とか最終地点に到着したいと思っている。

公明党。

○加藤委員 今の事務局の説明であれば、賛否については、必要に応じてということも視野に入れる必要もあると思いつつも、全国の既に規定を設けているところを調べてみると、千差万別で、そういう規定がどこにもないところも多いし、書いているところもあるし、あるいは賛否を問う

ことはできないと断言している自治体もある。これは多分、意思決定したことよっての法的拘束力がないということに基づいてなのだろうが、そういう意味では、ここのところだけは、もう少し、会派のほかの議員の意見も聞いてみようかと思うが、当面そういうものは想定されていないのであれば、これを条文に入れることについて、それほどこだわる必要はないと思う。ほかの自治体も、何をもってというのは非常にばらばらなので、恐らく、これについての考え方は、相模原独自でつくれば良いと思う。

○中村委員長 今回の全員協議会の案件は、地方自治法の一部改正を受けて、全員協議会をきっちりとした会議として位置づけができるようになったということで、皆様に協議をお願いしている。したがって、先行市の例も、まだそんなに数が整っていないと思うが、事務局サイドで、先行市での案の例とかは幾つか持っているか。

議事課長。

○河本議事課長 規定を定めたところは、幾つか承知している。賛否等の関係だが、触れているところを入手している。

○中村委員長 今回、急遽、日程にのせて協議してもらっているが、今、皆様の話をいろいろ伺った中では、私自身、例えば、ここで休憩をとって話が進むと受けとめられる状況ではない。しかしながら、事務局サイドからもいろいろ情報提供してもらった中で、できたら今回のメンバーで、5月の臨時会の議運の前に、最終的にきっちりした規定を定めるところまでいけたらという気持ちはあるが、いかがか。

日を改めて、どこか1日、協議の場の議運を設定して、この議運のメンバーとして、この案件について決定していくというのも一つあるかと思う。私としては、ぜひ、このメンバーで規定について定めていきたいと思っているが、皆様の意見はいかがか。

新政クラブ。

○須田委員 私どもも、このメンバーで、いろいろな意味で討議してきたので、結論をつけていきたいと思っている。

○中村委員長 他の会派の皆様、いかがか。

公明党。

○加藤委員 私も、それでいいと思う。ただ、規定を整理するという

背景の中に、全協の位置づけとか、役割とか、例えば賛否の問題にしても、全員協議会でなければ賛否を問えないような案件、ほかの場で関連することがある場面があれば、ここで問う必要はないし、あるいは代表者会議もあれば、各会派が出る議運で意見を調整する中で、全体の意見を集約することもできる。それをどういうふうにするとか、さまざまなことまで考えると、規定はなるべく、せっかくここまで議論を重ねてきたので、その部分で整理をしたいという気持ちは同じだが、全体的に全協という部分をそのまま置き去りにして規定だけ決めてしまうのも、どうなのかという部分がある。ただし、委員長にせっかくそこまで言ってもらったので、それは、こちらも努力したいと思う。

○中村委員長 民主クラブ、いかがか。

○大沢委員 確かにこれから決めていかなければいけないので、私どももそれに対しての努力はしていかなければいけないが、いつまでにという感じだと、議論すると中身が結構あるのではないかというところで、日程的な問題はいかがかというのは感じている。

○中村委員長 特にこの議運のメンバーで決定しなくても、引き続き協議してもいいと受けとめていいか。

○大沢委員 そうである。

○中村委員長 無所属クラブ、いかがか。

○野元委員 長く引き延ばしたところだというのもあるし、速やかに決定していける方向で努力すべきだと思うが、全協の位置づけの議論もということだったので、全協の位置づけという漠然としたものではなくて、具体的に、こういう観点をここで整理しておくべきだというものを挙げてもらって、そのことについて意見を持ち寄って話し合いをしない限り、なかなか議論が進まないのではないかと思うので、全協の位置づけというか、何をもって、ここで協議をして、それが整理できれば規定が速やかに進むといったものについて、それぞれの会派から出してもらうようにしたいかがかと思う。

○中村委員長 市民連合。

○二木委員 順番からすると、規定の前に考え方とか位置づけがあると思うので、やはりその辺がきちっと整理された上で、この規定が整理で

きていくということで、今、委員長の言われたような目標でやれるのであれば、やはり、やっていかななくてはいけないのかなとメンバーの責任として思うが、ただ、そうはいつでもという部分があるので、その辺は努力目標に掲げながら、制定に向けてやるというのであればいいと思う。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 協議してきたメンバーで決めたいということはわかる。ただ一方で、会派として責任持って協議に臨んでいるという点では、メンバーが変わったとしても、きちんと引き継いで協議は継続できる。その両面あるということである。

○中村委員長 創史会。

○古内委員 確かに、余り長く引き延ばしてもいけない案件だと思うので、うちとしても、やはり5月の臨時会前に、なるべく決着させた方がいいと思っている。

○中村委員長 時期的な部分については、意見が分かれた。また、その中で、決定云々よりも、全員協議会の位置づけがどういうものなのかという部分を確認しておくことが重要だろうという話が出された。その中で、先ほど公明党から会派の中で協議しているという話があったので、どんなことを協議したのかを披露してもらって、それをベースに、若干時間があるので、全協のあり方について協議できたらと思うが、公明党、いかがか。

○加藤委員 全協とはこういうものではないかという素案があるわけではない。従来の全員協議会のありようがどうだったのか、今回、自治法の改正に伴っての位置づけで全協はどうなるのか、それによって、今までの全協とどう変わるのか、入り口の部分で、市政等に関する重要案件の協議のときにも、先ほど言葉足らずだったが、たしかこのときには、全協とはという議論もあったと思う。いたずらに議論を前に引き戻すということではなくて、やはりここである程度の考え方、多分、議員一人一人、会派でも多少の温度差の中で、全協の受けとめ方というのは違うのかなと。この部分は一度、基本の部分で全協の性格を事務局からも、本来、全協はこういうことで開かれるものだという、基本の部分を整理した上であればいいと思う。ただ、全員協議会を会議規則の位置づけの中で取り組んでいこうというのは、各会派共通の考え方だったと思うし、それによって、例え

ば傍聴の部分でも拡大されていくわけだし、なるべく委員長のそうした考え方に沿うようにしたいと思う。今、素案というと特にはないが、今までの全協の持ち方、持つ時期の問題とか、本会議が開かれているさなかとか、そういうことも含めた中で、会派としては、緊急の場合はしようがないが、全協をどういうタイミングで開催すればいいのかというところまで含めての広がった議論になってしまった。

○中村委員長 最初に規定の条文から入った私の進め方がよくなかった部分は反省している。全体の会議規則の中では、協議または調整を行うための場という項目があって、その中で、去年の9月前後だったと思うが、名称は全員協議会、目的は市政等に関する重要案件の協議、構成員は全議員、招集権者は議長と議運で確認して、協議会の規定について協議してもらっている。特に目的については確認してもらっているが、協議の開催は、市長サイドからの申し入れもあるだろうし、条文の中にもあるように、議員の中から開催を要請する場面もあろうかと思っている。せっかくの機会なので、疑問に思っている点、今までの協議の中で気づいた点等があったら出してもらって、今後、共通の理解、認識が持てるような協議をしてもらえたらありがたいが、いかがか。

共産党。

○藤井委員 参考ということで聞きたいが、議員が全員集まるという点では全員協議会と本会議は同じだが、法律や条例などで、招集要件と定足数について、たしか本会議そのものも議員の要求で開催できる場合があると思うが、その場合、どのように定まっているかを確認しておきたい。

○中村委員長 議事課長。

○河本議事課長 臨時会の招集請求は議員定数の4分の1以上、委員会の招集請求は、定数の半数以上となっている。定足数については、本会議、委員会とも、定数の半数以上という決めている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 先ほど、賛否をどのように想定しているかという中で、事務局で言われた議員自身にかかわることということもあったが、これはまさに第2条の協議の際に、市政のみとするのか、議会運営にするのかという議論をしたときに、必ずしも市政には限定しないが、表現としては、

「議会運営」という言葉を入れない形になった。「等」という言葉で、その辺が微妙な形の表現になったわけだが、やはりいろいろ温度差があるので、そういう意味では、これまでの全協のあり方をこの協議の中で変えていくことは無理でないかと思うし、今までのあり方の中で、それを表現することが基本かと思うので、そういう点では、あえて賛否の取扱いを入れる必要はないのではないかときょう改めて思ったので、ぜひ検討してもらえたらと思う。

○中村委員長 賛否については、必要である、必要でないという意見が分かれているが、この件に関して何かあるか。また、それ以外でも結構である。

市政等の「等」が非常に微妙な部分だが、「等」が入っているのは市政に限定していないという部分で、この議運の場で確認されている事項である。

新政クラブ。

○須田委員 賛否の取扱いだが、入れている市も、入れない市もあるが、賛否をとる場合があるかもしれないということを想定しているので、やはり、規定の中に入れておいた方がいいと思う。

○中村委員長 膠着状態のような感じになってきているので、よければ、ここで休憩を入れて、この案件の取り扱いについて、今後どのような形をとっていくのか、このメンバーで決めていくのかどうか等を含めて各会派で協議して、休憩後に報告してもらえたらありがたいが、そのような形でいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

休憩する。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 開議

○中村委員長 再開する。

各会派持ち帰って、休憩中に今後の方向性等を含めて協議してもらったと思う。各会派、順に伺っていきたい。

新政クラブ。

○須田委員 協議したが、我が会派としても、規定の策定は、次回と

いうことではないにしても、このメンバーで煮詰めて決めるということである。

○中村委員長 公明党。

○加藤委員 このメンバーで、きちっとした成案を導くことができるのであれば、それにこしたことはないと思うが、内容の部分で努力をする上で、今後もきちっと協議はすべきだと思う。

○中村委員長 民主クラブ。

○大沢委員 私どもも、できればこのメンバーというのもあるが、今持ち帰って、会派でその部分を議論しただけでも、まとまっていない部分があるので、努力目標ということで考えている。

○中村委員長 無所属クラブ。

○野元委員 努力をしていくべきだと思う。ただ、議論が進まないの、先ほど位置づけという発言をしたが、全協の所掌事務はここにはっきりとうたってあるので、具体的な項目を検討していく上で、特に賛否のところなど、何を明らかにしていかなければならないのかという論点を示してもらいたい。それを各会派で持ち帰って議論しない限り、なかなか進まないと思うので、とまっている会派には、なぜとまっているのかを明らかにしてほしい。

賛否についてだが、うちの会派で協議をしたところ、全協は市政等に関する重要案件の協議を行う場で、決定する場ではないということがはっきりしているので、賛否を問うとすれば、全協を再開するとか、この時間で終わらせるとか、進め方についてとか、議事のあり方についてぐらいしかないのではないかという意見だが、その辺、各会派どのような考えかを聞かせてもらえればありがたいというのが出ている。

それから、臨時会について、先ほど4分の1という話があった。6条との関係だが、招集の請求の場合と成立要件は違っていても整合性を取る必要はないというのが、うちの会派の意見である。

○中村委員長 市民連合。

○二木委員 努力目標として、このメンバーでというのは、先ほど言ったとおりである。賛否については、会派の中で大分煮詰まってきたが、会議規則への位置づけという部分を考えたときに、やはり、この文言

は入れておかなくてはいけないという意見も出ている。いずれにしても、このメンバーでできるのであれば、しっかりと議論をして決定していくということである。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 進め方については先ほど言ったとおりだが、きょうの議論に入るに当たって、委員長がポイントを示したが、私どもとして、ほかにも問題提起として言ってきたつものことがある。というのは、本会議の決まりについても、委員会の決まりについても、秘密会の記載がある。それは今後、市政等ということの中身にもかかわることだが、別に秘密にしろという意味で言うのではなくて、案件によって、そういうことが全く考えられないということであるのか、それとも、そういうこともあり得るということで一応決めておくのかも、ここで確認しておくべきだと思う。入れないなら、はっきり入れない、そういうことはあり得ないということなら、それでいいと思うし、私としては、そういうことも発言してきたつもりで、そのことも確認すべきではないかと思っているので、正直言って、果たして5月臨時議会までに協議が調うのかという思いはある。そういう面では議論は尽くした方がいいと思うので、継続でもやむを得ないという思いもある。

○中村委員長 創史会。

○古内委員 うちも、冒頭、早い時期にと言った。しかし、今、課題となっている4条、6条、7条、特に7条の賛否の取扱いだが、今まで全協に出席して思うこととして、要は、行政側からのいろいろな提案に対して、行政側からは、議会の理解を得たという発言も出ている。また、議員側としては、説明を受けたという温度差が生じていると思う。賛否についてだが、やはりいろいろな場面を想定して、入れておいた方がいいと思う。先ほど話した温度差だが、行政側としては、一つの案件に対して、議員の理解を得ているということで発表したことも多々あったと思う。その辺の関連もあって、理解を得たか否かという賛否の仕方もあると思う。この件に対しては、なるべく早い時期に決着をつけないといけないが、しっかりしたものをつくらなければならないと思うので、慎重に議論を進めたいと思う。

○中村委員長 各会派から意見を伺った中で、賛否の状況が、まだよく見えないという話の一つあるかと思う。２つ目、無所属クラブが出された全員協議会は説明の場であるという部分について、確認をお願いしたい。３つ目、共産党から出された秘密会、これは傍聴との関係が出てくると思うが、素案を示してもらった中で、何か説明があったらお願いしたい。

議事課長。

○河本議事課長 基本的には、市側から重要案件について説明する場がほしいということで全員協議会を開いているが、説明の足らないところ、もしくは、もう少し聞きたいといった場面は出てくる。そういった意味では、単なる説明の場ではないと考えている。

○中村委員長 賛否の件について、もう少しわかりやすい説明ができないかと、秘密会の規定は特に設けていないが、傍聴と秘密会の関係について。

議事課長。

○河本議事課長 過去には賛否を図るような場面がなかったが、市の動きに対して議会として何らかに対応していこうとか、議案とか以外で、そういった場面も出てくるやに思われる。そういった意味で、想定外の場面に備えて、こういった条項があった方がいいということで挙げている。

秘密会の関係だが、そこで話し合われた内容は他言無用みたいな形になる。制限公開であれば、情報公開請求があれば公開できるが、秘密会は、会議録も公開できない形になっており、そういった違いがある。

○中村委員長 ただいまの事務局の説明で、全員協議会は案件の説明の場と限られているわけではない。賛否については、いろいろな部分を想定して設けている。議会として、ある程度、意思を示す必要がある場合に、意思表示を行うための賛否ということも考えられると思う。秘密会については、説明があったとおりである。それを踏まえて、皆様方から何か発言があるか。

公明党。

○加藤委員 今の説明の中で、秘密会という言い方がいいのか、例えば、公開、非公開という言い方もあると思うが、１０条の第２項の「議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。」

というのは、秘密会に関連した意味とは違うと解釈するものか。

議事課長。

○河本議事課長 10条の2の関係は、議事としては進行しているわけで、会議録は作成されているので、傍聴人が退場しても、その後の内容は、後ほど会議録で市民の目に触れることができる。秘密会だと、内容自体が周知できない。

○中村委員長 公明党。

○加藤委員 傍聴人の退場を命ずることができるという意味だが、協議の進行上、何か問題があって傍聴人を退場させるということなのか、これからの議論は非公開でやらなければならないので退場してくれという意味なのか、どういう意味が含まれている傍聴人の退場なのか。

○中村委員長 議事課長。

○河本議事課長 本会議等でも考えられるが、基本的には、騒がしくなった場合とかを、傍聴人の退場ということで想定している。

○中村委員長 2については、個人を対象とした傍聴についての退場ということだそうである。

○加藤委員 わかった。

○中村委員長 その他、何かあるか。

新政クラブ。

○阿部委員 今の話は、傍聴規定に準じる話というふうに次に明確に入っているので、公明党が最初に言った、ここからはプライバシーとか、どういうものが想定できるかわからないが、傍聴人に誤解とか間違った情報を流したりということが想定されるので、傍聴のない議論にしたいという意向で退場を命ずるというふうに読み取っていたが、3番目で、騒がしい場合とかは、傍聴規定に準じて、委員会の規定でしっかりと退場を命じることができると思うが、違うのか。

○中村委員長 議事課長。

○河本議事課長 退場を命ずると、かなり強い表現なので、想定としては、傍聴人に瑕疵があった場合、退場を命ずるという形でとらえている。通常、秘密会といえ、議場の外に退出をお願いする。その場合、退場を命ずるというのは、かなり強い表現になるので、出入りの意味合いで入れ

た。

○中村委員長 その他、何かあるか。

市民連合。

○二木委員 今、相模原市議会会議規則を見ているが、これとの関係で、先ほど議事課長から評決という話があったが、第7条賛否の取扱いとなっていて、「賛否」という言葉を「評決」に変えるという部分で、賛否というのは、表現的にもいかななものかと考えている。これは原案なので、「評決」という言葉に変えていくという考え方も一つあると提案したい。

○中村委員長 賛否ではちょっと強過ぎるので評決、そういう考え方もあるという話である。

その他、何かあるか。

これまで協議した中では、やはり、もう少しいろいろな部分で協議を重ねて、皆さんの総意をもって、新たに全員協議会についてを規定していくべきかと感じている。したがって、このメンバーでできたらということで、もう一日ほど、どこかで日程をとって、事務局からもできる限りの情報提供をしてもらい、その間に、各会派の皆さんにおいてもいろいろ情報収集してもらった中で、再度、協議してもらえたらありがたいと思うが、その前に、もう少し何か意見、質疑等があるか。――

決定するということではなくて、できたら、このメンバーで、もう一度、協議したい。5月20日に臨時会が予定されており、5月13日から、臨時会の準備のための議運が開催される予定である。したがって、12日以前の日程を確認してもらっていいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

現在のところ、5月10日月曜日、11日火曜日、12日水曜日の3日間の中で、皆様の都合のいい日程がとれたら、お願いしたいと思っている。特に都合の悪い日があるか。

○二木委員 10日はだめだが、11、12なら大丈夫である。

○中村委員長 11、12の中で都合の悪い日があるか。

共産党。

○藤井委員 決めたいということでやるとすると、やはり会派のメンバーがそろっている方が好ましいと思う。例えば、臨時議会の準備のための13日の議運の半日ぐらいで、先にこの問題をやるというのはだめか。

○中村委員長 皆さんがそのような形でいいということであれば一向に構わないが、13日になると、いろいろなポストの關係に皆様の立場がなると思って、あえて10、11、12と言ったが、13日の午前中を協議に当てるという提案が共産党からあったが、いかがか。

13日に協議する場合は、ある意味、午前中限定という形で考えて、午後からは実質的な臨時議会に向けての協議に入る。13日について、反対の方はいるか。――

いないようなので、全員協議会の規程について、5月13日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、午前中を利用して協議したい。なお本日、この案件について、いろいろな部分で各会派から意見をもらっている。各会派の意見を持ち帰って、13日には会派としての方向性を示してもらい、理解してもらえる内容があったら、譲歩した中での提案をしてもらいたい。なお、半日ということなので、最終決定に至った場合には決定し、もし至らない場合は、次期にゆだねるということを確認させてもらう。そのような形でいいか。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

では、そのような形で協議をお願いしたい。

—————◇○◇—————

5月臨時会について

○中村委員長 5月臨時会についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 5月20日に臨時会が予定されているが、現時点で、市長の方から付議案件はないということで確認している。したがって、議会の方から招集請求することになる。資料3をごらんいただきたい。

招集請求する場合、付議案件を付するということで、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各区選挙管理委員会委員の選挙、各区選挙管理委員会補充員の選挙の4つを付議案件として、議長から市長に対して招集請求をお願いしたいと思っている。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。なお、議題に上がっている各区選挙管理委員及び補充員について

は、4月30日までに各会派から推薦者の名前を挙げてもらうことになっているので、よろしくお願いします。――

ないようなので、この件に関しては終了する。

――◇○◇――

本会議場の理事者席について

○中村委員長 本会議場の理事者席についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 資料4をごらんいただきたい。政令指定都市への移行及び4月1日の人事異動に伴い、理事者の議場出席者の変更があったので示した。

ゴシックの危機管理監、緑区長、中央区長、南区長、総務部長、渉外部長は、新たに設けられた役職である。その他、太枠で囲った席は、組織の名称が変更になったということを示した。なお、前列の企画市民局長は、企画財政局と市民局が合わさった形で企画市民局が置かれた。これで議場の理事者席はいっぱいになるが、議案によっては執行機関等の出席も必要になってくるので、その場合は、議会事務局の席を使って、順次、対応したいと思っている。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

いいか。（「はい、結構である」と呼ぶ者あり）

ないようなので、本件を終了する。

――◇○◇――

その他

○中村委員長 その他について、事務局からお願いします。

政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 5月臨時会の開催に伴い、市議会だより臨時号を発行する。2面に臨時会で決定した委員会構成を掲載するが、常任委員会の欄は議員の顔写真を掲載している。事務局では去年の臨時号で使った

写真を準備しているが、ほかの写真に掲載することを希望の場合は、4月中に事務局まで写真のデータを提供してもらえればと考えている。

○中村委員長 この件に関してはいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）
データでなくても現物でもいいということか。

○渋谷政策調査課長 調整させてもらう。

○中村委員長 電子データもしくは写真の提出をお願いしたい。
議事課長。

○河本議事課長 第3委員会室の拡張工事が行われるということで報告する。

第3委員会室は、議会でも全員協議会、決算特別委員会で使っているが、せんだって決算特別委員会を開催する際に、議員の皆さんから会場が狭いという話があって、議会から要請して、拡張することになった。第3委員会室の隣の農業委員会が5階の経済部に移り、スペースがあいたので、第3委員会室のスペースを農業委員会の方まで広げる形で、まだ工事は決まっていないようだが、主管する管財課に聞いたところ、5月の連休中には何とか工事をしたいと考えているようである。今まで、席が狭く、テーブルもくっついたような形で移動もしにくかったので、この期間の工事によって、全協、決算特別委員会も、もう少し余裕を持った形で協議してもらえと思っている。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑等があるか。――
それでは確認してもらった。

その他、皆様から何か発言があったらお願いします。

新政クラブ。

○阿部委員 前回、創史会から、本会議場に残時間を表示する電光掲示板のようなものを設置してはどうかという提言があった。私どもの会派も、そういう必要性、また、集中して審議を深めるために有効だという部分は重々承知しているが、物理的な費用の部分とか、他の市議会とか、いろいろなところの議場を視察に行くと、ボックス型の表示器が設置されている場合を見かけるが、私ども相模原市議会は会派の持ち時間ということなので、本人の発言時間を表示するのか、本人の残時間を表示するのか、会派の累計発言時間を表示するのか、会派の累計残時間を表示するのか、

また、それぞれをわかりやすく、どのように表示するのか等、実際の設置に当たっての内容を考えると、パソコンのモニターを活用するような事例が全国的に始まっているので、インターネット中継の内容をそこに表示させたり、電子投票はどうするのかとか、場合によっては、議案の内容とか、さまざまな情報が表示できるので、セットに考えていかなければいけない。1回つけて、また取りかえてというわけにはいかない問題だし、事務局の体制としても、そこに1人かかりつきりになるのか、もしくは片手間で対応できるのか、さまざまな検討課題があると思うので、やはり今期中は難しいのではないかと考えている。せっかくこのような提案があったし、ほかにも考えていかなければいけない議会改革というか、さらに議会の環境を整えていくことは重要課題なので、課題としては認識するが、この場で検討を続けるのは難しいのではないかとということで、もし検討に入るのであれば、この議題だけではなくて、総合的なもので、議会をどうするということ、次期に引き継ぐのかどうかも含めて、改めて話し合いの場を設けてもらいたいということを意見として言う。

○中村委員長 先日、創史会から提案があった残時間表示については、会派の中で時間のやりくりができるという部分で、表示方法等、協議をして、各会派の理解をもらった中で、時間の単位表示のみにとどめるのか、今提案があったパソコンを活用したものにするのか、時間をかけて、よりよいものを導入しながら、あわせて、事務局が測定のスイッチを入れている関係があって、スイッチを押すタイミングが非常に難しい。例えば1問目、2問目、3問目の終わりに、きっちり、これで1問目を終わると言ってもらえればいいが、文章が途切れたような形で座ってしまう方がいる中では、質問の仕方のルール等も検討が必要だと思っている。5月13日は全員協議会についての協議のみにとどめて、この協議については、次期の新しい議運のメンバーに、こういう話があったということを引き継いで、1年間いろいろ協議してもらった中で、反映できればありがたいと思っている。皆様から特に意見はないか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまの意見を受けとめて、5月20日に正式に決まる次期の議運のメンバーに、こういう案件をお願いするということで引き継いでいきたいと思います。

その他、皆様から何か発言があるか。――

それでは、次回は全員協議会についてと臨時会に向けての準備ということとをお願いします。

次回の議会運営委員会は、５月１３日午前９時３０分から開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前１１時１５分 閉会